

電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の区分計算書記載要領

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の12の規定により、電気供給業部門の収入金額課税方式とその他の事業部門の所得金額課税方式を一の法人につき供用する場合には、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する際に、法施行規則第6号様式別表6（以下「収入金額に関する計算書」といいます。）、法人税法施行規則様式別表4（以下「別表4」といいます。）、貸借対照表及び損益計算書を添えて提出してください。
- 2 法第72条の2第1項第2号又は第3号に掲げる電気供給業とその他の事業を併せて行う法人について、収入金額課税方式と所得金額課税方式のうちどちらか一方の課税方式を用いることとされた場合には、電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の区分計算書（以下「区分計算書」といいます。）の①の欄から③の欄まで、それぞれの事業部門ごとに該当金額を記載してください。

なお、所得金額課税方式を用いることとされた場合には、収入金額に関する計算書の提出の必要はありません。
- 3 ウ（あん分率）の欄には、両事業部門の売上金額の割合（イ（その他の事業部門の売上高）をア（両事業部門の売上高）で除した数値）等、最も妥当と認められる基準により算出した数値を記載してください。

これはD（区分困難）の欄に記載した金額を、E（Dのうち電気供給業部門に係るもの）とF（Dのうちその他の事業部門に係るもの）の欄に対応する金額として配分するための基準となります。
- 4 ①の欄には、総売上高から売上値引、戻り高を控除した額及び別表4で申告調整した売上高の合計額を記載します。

なお、電気供給業の附帯事業である受注工事事業、器具等の販売事業の売上高についてもこの欄に記載します（電気供給業の附帯事業の売上高は、すべてその他の事業部門の売上高になります。）。
- 5 ②の欄には、①の欄の金額に対応する売上原価を記載します。
- 6 ④、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑫の欄については、損益計算書に記載した当該勘定科目の金額をそれぞれ記載します。
- 7 ⑭及び⑮の欄には、別表4で申告調整した売上高、売上原価以外の金額を記載します。
- 8 ⑰及び⑱の欄には、法施行規則第6号様式別表5で加算減算した金額を記載します。
- 9 B（電気供給業部門）の欄には、電気供給業部門に専属する金額を記載します。
- 10 C（その他の事業部門）の欄には、その他の事業部門に専属する金額を記載します。
- 11 D（区分困難）の欄には、電気供給業とその他の事業に共通する金額を記載します。
- 12 E（Dのうち電気供給業部門に係るもの）の欄には、D（区分困難）の欄の金額からF（Dのうちその他の事業部門に係るもの）の欄の金額を控除した金額を記載します。
- 13 F（Dのうちその他の事業部門に係るもの）の欄には、D（区分困難）の欄の金額にウ（あん分率）の率を乗じて得た金額を記載します。
- 14 G（電気供給業部門の計）の欄には、B（電気供給業部門）の欄とE（Dのうち電気供給業部門に係るもの）の欄の金額の合計を記載します。

- 15 H（その他の事業部門の計）の欄には、C（その他の事業部門）の欄とF（Dのうちその他の事業部門に係るもの）の欄の金額の合計を記載します。
- 16 G（電気供給業部門の計）の欄に記載した益金のうち、収入金額は収入割の課税標準の算定の対象となりますので、この欄に記載した収入金額に基づき、法施行規則第6号様式別表6（収入金額に関する計算書）を作成してください。